

飯能市介護施設等支援金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰等の影響を受けている介護施設等を運営する法人に対し、安定的な事業の継続を支援するための支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の支援金の交付に関しては、飯能市補助金等の交付手続等に関する規則（平成18年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 この要領における支援金の交付対象者は、令和8年4月1日現在において次の各号のいずれかに該当する、飯能市内に所在する事業所を運営する法人とする。

- (1) 介護保険法に基づく居宅サービス事業（居宅療養管理指導を除く。）又は施設サービス事業の実施に関して埼玉県指定又は許可を受けているもの。ただし、みなし指定のものを除く。
- (2) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業の実施に関して飯能市（以下「本市」という。）の指定を受けているもの
- (3) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業の実施に関して本市の指定を受けているもの
- (4) 介護保険法に基づく地域包括支援センターについて、本市の委託を受け運営しているもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援金の対象としないものとする。

- (1) 飯能市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 市税に滞納のある者
- (3) 本市の所有施設において事業を行う者

(申請)

第3条 申請は交付対象事業所を運営する法人が、本市内で運営する事業所を一括して申請するものとする。

(支援金の額等)

第4条 支援金の額は、別表のとおりとする。

(申請書の様式)

第5条 規則第5条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第8条第1項及び第2項の通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、公布の日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和8年9月30日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた規則第5条第1項に規定する申請に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。

別表(第4条関係)

事業種別		支援金の額
1	訪問系サービス	1事業所当たり 70,000円
	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援、地域包括支援センター	
2	通所系サービス	1事業所当たり 150,000円
	通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護	
3	入所系サービス	定員1人当たり 10,000円
	短期入所生活介護(空床利用型は除く)、短期入所療養介護(空床利用型は除く)、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、地域密着型認知症対応型共同生活介護(介護予防は除く)	

※みなし指定の事業所を除く

様式第 1 号（第 5 条関係）

飯能市介護施設等支援金交付申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）飯能市長

申請者 法人所在地
法人名
代表者氏名



飯能市介護施設等支援金の交付を受けたいので、飯能市補助金等の交付手続等に関する規則第 5 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。なお、交付決定したときは下記振込先に振り込んでください。

番号	事業所番号	事業所名	事業種別	利用定員（人）	支援額
1					
2					
3					
4					
5					
合計					

※利用定員は入所系サービスのみ記入してください。

振込先（口座振替依頼者）			
金融機関名		支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種目	☐ 普通 ☐ 当座		
口座番号			
口座名義	フリガナ		

様式第 2 号（第 6 条関係）

飯能市介護施設等支援金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

飯能市長 印

年 月 日付で申請のあった飯能市介護施設等支援金の交付について、下記のとおり交付すること（交付しないこと）に決定したので、飯能市補助金等の交付手続等に関する規則第 8 条第 1 項（第 2 項）の規定により通知します。

記

番号	事業所番号	事業所名	事業種別	利用定員（人）	支援額
1					
2					
3					
4					
5					
交付決定額					

※偽りその他不正の行為により支援金の交付を受けた場合は、当該支援金の返還を求めます。